

# 選手の使用薬物調査 および 国際競技団体（IF）治療目的使用に係る除外措置委員会（TUEC）への 禁止薬物使用許可申請について

## 1. 使用薬物の調査・健康診断書の提出

国際大会やジャパンパラリンピック大会等に出場する可能性のある選手のうち、何らかの薬物（医師処方薬だけでなく市販薬も含めて）を使用している選手は、選手個人の責任で医師や薬剤師会に照会し、禁止物質が含まれていないかどうか確認してください。また障害上の理由などで直接照会が難しい場合は、競技団体を通じて、使用している薬物（内服、吸入、点眼、点鼻、点耳、塗布、湿布、注射、座薬等すべて）を「使用薬物についての調査書（別紙2）」に記入し、アンチ・ドーピング部会に提出してください。アンチ・ドーピング部会で内容を調査します。

個別に照会した結果、禁止物質を使用している（またはこれからする）ことがわかった選手はアンチ・ドーピング部会あて至急連絡してください。またアンチ・ドーピング部会に調査を依頼した選手については選手本人にその旨を通知します。そして①使用を中止する、②同じ薬効の禁止薬物を含まない別の薬物に変更する、③治療目的使用に係る除外措置（TUE）を申請するといった対応方法について主治医とご相談頂きます。

## 2. IFのTUECへの申請について

別紙「IF TUE 委員会への治療目的使用に係る除外措置（TUE）申請の手順」の図をご参照ください。（聴覚障害のある選手の場合は「デフリンピック TUE 委員会への治療目的使用に係る除外措置（TUE）申請の手順」をご参照ください）

選手が禁止物質の含まれる薬品を使用している場合には、アンチ・ドーピング部会より該当選手に対し、その内容について直接通知書を送付します。該当選手は、主治医にその通知書をお見せ頂き、どのように対応するかご相談下さい。上記の①②③の対応方法のうち、③を選択した場合には、自分の所属する競技団体（聴覚障害のある選手の場合は財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会）のアンチ・ドーピング担当者に連絡して、適切なTUE申請用紙を入手してください。

主治医にTUE申請書に必要事項を英語で記入して頂き、さらに必要な追加資料とともに、アンチ・ドーピング部会へ返送してください。すべての書類が揃った段階で、完成させたTUE申請書をJPCを通じてIFのTUE委員会に提出します。

結果は競技団体にも報告いたします。ご不明な点がありましたら、どんなことでもアンチ・ドーピング部会にお問い合わせください。

\*現在、障害または競技によって、TUE申請用紙や送付先が異なります。このため、該当するTUE申請用紙は、選手が所属する競技団体のアンチ・ドーピング担当者から入手してください。TUE申請書はJPCを通じて送付しますので、選手やコーチが送付先を知らなくても問題ありません。ただし、選手自身の判断でJADAやIFに間違えて送付してしまいますと、再度診断書を含む申請書類を揃えなければならず、大会出場に間に合わなくなるなど不都合が生じますので、必ずJPCを通じて手続きを行ってください。

## お問い合わせは…

〒108-8329 東京都港区三田1-4-3 国際医療福祉大学三田病院 リハビリテーション科  
草野 修輔（日本障害者スポーツ協会医学委員会 アンチ・ドーピング部会長）  
TEL：03-3451-8121 E-mail：shukusano@iuhw.ac.jp